

いわき市無担保無保証人融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、担保力に乏しく資金を調達することが困難な小規模企業者に対して資金を融資することにより、その金融の円滑化を図り、もって小規模企業者の経営の安定と経済活動の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3に規定する特別小口保険の対象者をいう。
- (2) 指定金融機関 市内の銀行、信用金庫及び信用組合で市長の指定するものをいう。

(融資の対象)

第3条 この要綱において、融資の対象となる小規模企業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に1年以上住所を有していること。
- (2) 引き続き同一の事業（福島県信用保証協会（以下「協会」という。）が債務保証の対象としている事業に限る。）を1年以上営んでいること。
- (3) 協会から債務保証（この要綱又は協会の無担保無保証人制度に基づく債務保証を除く。）及び代位弁済を受けていないこと。
- (4) 市民税の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者控除額、老年者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、市民税の所得割の税額がなくなった者である場合は均等割、法人である場合は法人税割）について、指定金融機関に対する融資の申込みの日以前1年間において納期が到来した税額がある者であって、かつ、当該税額を完納していること。

(運用)

第4条 市長は、この要綱に基づく融資を行った金融機関に対し、毎年度予算の範囲内で、融資額の3分の1に相当する額を預託するものとする。

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 担保及び保証人 徴さない
- (2) 資金の用途 運転資金及び設備資金
- (3) 限度額 2,000万円 (この要綱又は協会の無担保無保証人制度に基づく融資を受けている場合で、その融資を受けた資金の全部を返済していないときは、2,000万円から当該返済していない額を控除した額とする。)
- (4) 償還期間 5年以内 (据置期間6月以内を含む。)
- (5) 償還方法 原則として分割償還
- (6) 融資利率 年2.15パーセント以内
- (7) 信用保証料率 年0.9パーセント (責任共有制度の対象外とし、保証割合は100%とする。ただし、協会の定めるところにより、割引料率が適用される場合がある。)
- (8) 申込時期 随時

(契約)

第6条 この要綱による指定金融機関への預託は、市と指定金融機関の契約に基づき行うものとする。

(融資の申込先)

第7条 融資の申込先は、指定金融機関とする。

(融資の実行)

第8条 指定金融機関は、融資の申込みがあつたときは、必要な調査を行った上、融資の可否を決定するものとする。

- 2 指定金融機関は、協会の債務保証を受けて融資を行うものとする。ただし、指定金融機関において債務の保証を受ける必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 指定金融機関は、融資に当たっては、資金の利用を不当に拘束するような条件を付してはならない。

(融資状況の報告等)

第9条 指定金融機関は、毎月15日までに、前月までの融資状況等について市長に報告するものとする。

2 市長は、指定金融機関に対して、必要に応じ、資金の貸付状況及びその償還状況等に関し、報告を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年5月1日から実施する。

附 則 (昭和63年4月1日)

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則 (平成2年4月1日)

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則 (平成2年4月1日)

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則 (平成3年4月1日)

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則 (平成4年4月1日)

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則 (平成5年4月1日)

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則 (平成5年9月1日)

この要綱は、平成5年9月1日から実施する。

附 則 (平成5年10月12日)

この要綱は、平成5年10月12日から実施する。

附 則 (平成7年4月14日)

1 この要綱は、平成7年4月14日から実施する。

2 改正後の第5条第5号の規定は、平成7年4月3日以後に行う融資について適用し、同日前に融資を行った資金の融資利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年12月1日)

この要綱は、平成7年12月1日から実施する。

附 則（平成 9 年 1 月 6 日）

この要綱は、平成 9 年 1 月 6 日から実施する。

附 則（平成 9 年 5 月 1 日）

この要綱は、平成 9 年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成 9 年 12 月 15 日）

この要綱は、平成 9 年 12 月 15 日から実施する。

附 則（平成 10 年 8 月 3 日）

この要綱は、平成 10 年 8 月 3 日から実施する。

附 則（平成 13 年 12 月 3 日）

この要綱は、平成 13 年 12 月 3 日から実施する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日）

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

2 平成 18 年 3 月 31 日現在において、改正前のいわき市無担保無保証人融資制度要綱の規定に基づき実行された融資に係る債務残高がある場合、当該債務残高に対する預託金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 1 月 1 日）

この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日）

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

2 令和 2 年 3 月 31 日現在において、改正前のいわき市無担保無保証人融資制度要綱の規定に基づき実行された融資に係る債務残高がある場合、当該債務残高に対する預託金の取扱いについては、なお従前の例による。